

電動バイクのJIMA推奨に関する規約

平成22年(2010年)10月28日 施行
平成30年(2018年)3月15日 改定
JIMA : 一般社団法人JIMA

第一章 総則

第一条 (趣旨・目的)

- 1 この規約は、JIMA：一般社団法人日本輸入モーターサイクル協会(以下、協会という)の会員が輸入販売を行う電動バイクを、協会が推奨する事に関し、必要な事項を定めるものとする
- 2 この規約は、JIMA認証制度を目標とし、その初期段階での推奨制度を安全且つ的確に運用する事を目的とする為のものである。

第二条 (会員の義務)

推奨を受けるモデルは、国内法に適合している事とする。

会員は、本規約を遵守し、協会に対しいかなる場合においても責任を追及しない。

万一、問題等が生じた場合は、速やかに協会に報告をする事とする。

会員は、定款に定める協会の目的に則った活動を行う事とする。

第二章 推奨基準

第三条 (保安基準)

(1) 車体

- 1 形状、外形寸法は、道路運送車両法の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(以下「法令」と記載)に準拠する。
- 2 前照灯、尾灯、方向指示灯、制動灯、番号灯、反射板の大きさ、色、照度は、法令に準拠
- 3 フレーム塗装は、JIS塩水噴霧試験を受けることが望ましいが、0.3m/m以上の塗膜を有する電着塗装又は、高温焼付け塗装によること。
- 4 後車鏡の取り付け位置、取り付け方法は、法令に定める方法による。
- 5 速度計の誤差及び取り付け位置は、法令に準拠する。
- 6 制動装置は、最大乗車体重の乗員が乗車して法令による制動力を確保できる装置及びタイヤを使用する。

(2) 表示

- 1 充電、乗車、始業点検時の警告・注意を促す表示(シール)をする。
- 2 乗車方法、免許の種類、始業点検作業内容等の手順・注意の表示(シール)をする。
- 3 輸入元、又は販売元、表示をする。
- 4 車台番号をフレームに打刻する。

第四条 (性能基準)

(1) モーター

- 1 モーターの形式
- 2 モーター出力は、定格出力、最大出力をKwで表す。
- 3 定格出力時、最大出力時の消費電流をA(アンペア)で表す。
- 4 回生ブレーキが発生する場合は、発生トルクN/mで表す。
- 5 トルクは、最大出力時のトルクを表す。
- 6 登坂力は、最大乗車体重の乗員が乗車して乗員の補助が無く発進可能な斜度を持って登坂力を表す。

(2) 制御装置

- 1 最大出力電流をA(アンペア)で表す。
- 2 自己診断機能がある場合は、診断項目をあらわす。
- 3 入力電圧をV(ボルト)で表す。

(3) バッテリー

- 1 電圧値(V)、電流値(A) 仕様を明記する

第五条（品質基準）

（1）外観

- 1 化粧部品の塗装ムラ、傷、錆等の検査を実施後出荷する。
- 2 金属部品の鍍金は、無シアン亜鉛鍍金、銅下ニッケル、銅下クロム、の鍍金をおこなう。
- 3 フレームの塗装は、防錆塗装後に高温焼付け塗装を行なうか、電着塗装をする。

（2）配線

- 1 フレームに直接結束する場合は、絶縁被服を施す。
- 2 コネクター及びハーネスは、回路毎に許容電流の十分な部材を使用する。
- 3 30A以上の電流が発生する回路は、コネクターでなく2倍以上の許容電流を有する端子台による結線が望ましい。

第六条（信頼性基準）

（1）駆動系

- 1 モーターの接合部は、フラックス塗布、パッキン、Oリング等によりIP5X防塵性能処理を行う
- 2 雨滴の進入の可能性がある箇所に設置するコネクター等は、IPX3（防雨形）防水処理を行う
- 3 制動装置のワイヤー、油圧ホースは、他の部品と接触する恐れがある箇所は保護カバーを巻くか結束等により破断を防ぐ。

（2）電装品

- 1 コネクター、ギボシ等接続部に使用する端子は、銅又は真鍮製でニッケル鍍金等の腐食防止の表面処理を行なう。
- 2 制御装置、DCコンバータ、クラクション、ウインカーリレー等の電装品は、雨滴の進入し難い場所に設置する。IPX3（防雨形）防水処理。

（3）ユーザー保護

- 1 一事故一億円以上のPL保険に加入する。
- 2 コールセンター等ユーザーサービスを行なう。
- 3 取扱説明書を車両1台ごとに添付する。
- 4 サービスマニュアル、パーツリストを販売店又はユーザーに開示する。
- 5 補修用部品、消耗品は販売終了後の最低5年間供給する。
- 6 製造指示書により車体ごとの仕様のバラツキをなくす。

第七条（表示基準）

（1）カタログ・広告

- 1 カタログ及び仕様書に記載する項目については（社）自動車公正取引協議会による「二輪車公正競争規約」を遵守する。
- 2 車体重量は、標準バッテリー装着時の重量とする。
- 3 バッテリーの種類は、鉛酸、鉛シリコン、リチウム等の種類とシールドかそうでないかを明
- 4 バッテリーの種類は、電流鉛酸、鉛シリコン、リチウム等の種類とシールドかそうでないかを明
- 5 1回の充電による走行距離は、JIS規定による10モード又は20モード走行によるものが望ま
- 6 最高速度は、実測速度を表示する。メーター読取値を表示する場合は、法令によるメーター校正を行った値をメーター表示値と明示して表示する。

第三章 推奨の方法

第八条（推奨の証明）

第三条～第七条の基準をクリアしている事を、協会が発行する“推奨シール”を決められた位置に貼り付けることで証明する。

第九条（推奨の申請）

- （1）申請は型式（モデル）毎に行う事とする。
- （2）申請に必要な書類は以下の通りとする。
 - 1 法人の場合は登記簿謄本もしくは定款、個人の場合は印鑑証明書（初回のみ）
 - 2 推奨申請書及び控（申請受理書）の2通
 - 3 同意書（推奨申請書に記載項目あり）
 - 4 車台番号が連番表記出来ない場合は別添表記書類を提出する事。

第十条（推奨の受理）

- （3）協会は推奨申請を受理した事を、申請受理書と推奨シールの発送を以って完了する。

第四章 推奨シール

第十一条 (推奨シール)

- (1) 推奨シールは申請を受理した車台番号を基に10枚単位で発行する。
- (2) 推奨シールの価格は一枚100円とする。
- (3) 推奨シールは、如何なる場合に於いても、会員がその責任において貼り付ける事とし、それを第三者に委託しない。
- (4) 推奨シールの追加発行を申請する場合は、第九条の(2)に基づいて追加申請を行う事とする。

第五章 推奨の管理・運用

第十二条 (管理)

被推奨の権利は、如何なる場合に於いても、第三者に譲渡する事はできない事とする。
推奨を受けている証明は推奨受理書を以って行う事とする。
協会は、省庁その他の機関から推奨の有無を問われた場合は、推奨申請書及び誓約書を以って証明する事が出来る。

第六章 規約の更新

第十三条 本規約の更新については、作業部会に於いて審議し、会員の過半数の賛成を以って決議す

第七章 施行及び改定時期

本規約は平成22年10月28日、電動部会にて審議決定され、施行する事とした。
本規約は平成30年3月15日、電動部会にて審議決定され、改定する事とした。